

(1) 総合計画審議会の役割等について

■ 総合計画審議会とは

総合計画審議会は、富士宮市総合計画審議会条例に基づき設置されるもので、総合計画の策定に関する重要な事項について調査・審議していただく機関です。

■ 総合計画審議会の役割

総合計画審議会では、市長の諮問に応じ、市民の立場や専門的な知見から調査、審議していただき、諮問に対する答申を行っていただきます。(条例第2条)

■ 審議会委員の身分

総合計画審議会委員の身分は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、「特別職の職員」として公務員の扱いとなります。

また、富士宮市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づき、公務上の災害又は通勤による災害について補償されます。

なお、富士宮市個人情報保護条例の適用を受け、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用することは認められません。職を退いた後も、同様の取扱いとなります。

■ 審議会の組織と任期

審議会の組織は、市長が委嘱する40名以内の委員で構成されます。任期は、委嘱の日から答申が終了するまでの期間です。(条例第3条、第4条)

なお、第6次富士宮市総合計画策定に関しては、31人の委員に対して委嘱させていただき、任期は、本日から令和7年10月31日までの予定です。

また、審議会の議事運営を行う会長及び会長を補佐する副会長をそれぞれ1名、委員互選によって選出していただきます。(条例第5条)

改正

昭和57年 6 月30日条例第36号

昭和60年 7 月 1 日条例第22号

昭和62年 9 月30日条例第13号

平成 5 年 3 月 3 日条例第16号

平成 7 年 6 月29日条例第20号

平成 9 年 3 月 3 日条例第16号

平成12年 2 月29日条例第18号

平成12年 7 月 3 日条例第36号

平成18年 3 月 1 日条例第 5 号

平成19年12月 5 日条例第31号

平成24年 3 月 6 日条例第17号

平成25年 3 月 7 日条例第12号

平成28年 2 月22日条例第 9 号

富士宮市総合計画審議会条例

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第138条の 4 第 3 項の規定に基づき、富士宮市総合計画審議会(以下「審議会」という。) を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、富士宮市総合計画に関する重要な事項について調査、審議し、意見の答申を行う。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員40人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 関係行政機関の職員

(2) 公共的団体等の役員及び職員

(3) 知識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申が終了する日までとする。

2 委員は、委嘱されたときにおける当該身分を失った場合は、その職を失う。

3 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、市長から諮問をうけたとき又は会長が必要と認めたときは、市長と協議して会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会は、必要があると認める場合は、部会を設けることができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

(報酬等)

第8条 委員の費用弁償及び報酬並びに支給方法は、富士宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和45年富士宮市条例第12号)中、専門委員の規定を準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画部企画戦略課で処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年6月30日条例第36号)

この条例は、昭和57年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年7月1日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年9月30日条例第13号)

この条例は、昭和62年10月1日から施行する。

附 則（平成5年3月3日条例第16号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年6月29日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月3日条例第16号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月29日条例第18号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年7月3日条例第36号）抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（１） 第3条及び第5条の規定 公布の日

附 則（平成18年3月1日条例第5号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月5日条例第31号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月6日条例第17号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月7日条例第12号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年2月22日条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。